

お知らせ版

所得税の確定申告 町民税申告相談は 3月15日までに

平成16年分の所得税確定申告と納税及び、平成17年度町民税申告相談は、**3月15日**までです。必ず期限内にすまされるようお願いします。

所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ人が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、無申告加算税や過少申告加算税がかかる場合がありますのでご注意ください。

○会場 上三川町役場
3階大会議室

○受付時間

午前部：午前9時～11時
午後部：午後1時～3時
延納制度があります

確定申告をして納めることになった所得税を一度に納められない時などには、税額の2分の1以上を3月15日までに納め、残りの税額を5月31日までに納める「延納制度」があります。

ただし、延納期間中は、利子税が課せられます。振替納税制度のご利用を

所得税の納税方法に、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数料が少なくて済み、また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税を希望される人は、預貯金先の金融機関か宇都宮税務署へ「預

貯金口座振替依頼書」を提出してください。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係
☎9122
宇都宮税務署
028(621)2151

乗らない軽自動車の 廃車届は 3月末日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している人は、3月末日までに廃車手続きをしてください。

▼県ナンバー軽四輪車は
軽自動車検査協会(☎028-645-5161)、自動二輪車は関東運輸局栃木陸運支局(☎028-65

8-7012)で。

▼町ナンバー原動機付自転車及び125cc以下の自動車、ミニカー、テラー、トラクター、コンバイン、小型特殊自動車は、役場住民課窓口で。

▼手続きの方法 町ナンバー車は、廃車したい車両のナンバープレートと印かんを持って、住民課窓口にお越しください。

※業者などに頼んで廃車した場合、手続きが済んでいるかどうかを確認してください。3月末日までに完了していないと、来年度も課税されます。また、住所、氏名が変わった場合も早めに手続きをしてください。

▼問い合わせ先
税務課 住民税係
☎9122

医療費助成制度

町では次の医療費助成制度があります。助成する医療費は、保険診療となる医療費の自己負担分です。健康診断、予防接種、文書料、などの保険診療適用外のものには助成になりません。

対象となる人は、受給資格証交付申請の手続きをしてください。

●児童医療費助成

▼対象者 町に住所を有する児童の保護者
▼助成期間 助成対象児の誕生日(転入者は転入日)から小学校卒業までの期間
▼申請に必要なもの 健康保険証(助成対象児の名前が記入されている保険証)・印かん

▼申請する課 住民課

●妊産婦医療費助成

▼対象者 当町に住所がある妊産婦

▼助成期間 妊娠届出をした月の初日から、(それ以前でも明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため診療を受けた場合は、その診療日

「証明書等が必要」) 出産した月の翌月末日までの期間。

▼申請に必要なもの 健康保険証(助成対象者の名前が記入されている保険証)・印かん

▼申請する課 健康福祉課

●ひとり親医療費助成 (所得制限あり)

▼対象者 ひとり親家庭の親と子

▼助成期間 対象児童が満18歳に達する年まで

▼申請に必要なもの 健康保険証・印かん

▼申請する課 健康福祉課

▼問い合わせ先 健康福祉課 児童福祉係 ☎9130

●重度心身障害者医療費助成

▼対象者 身体障害者手帳2級以上又は療育手帳A2以上(又はこれと同程度以上と判定される人)

▼助成期間 受給資格取得月(転入者は転入日)から

▼申請に必要なもの 健康保険証・印かん

▼問い合わせ先 健康福祉課 社会福祉係 ☎9128

児童手当等認定請求はお済みですか

●児童手当

▼支給対象者 小学校第3学年終了前(9歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している人(所得制限あり)

▼手当の額 第1子第2子 月額5,000円

第3子以降 1人につき月額10,000円

●遺児手当

▼支給対象者 父母の一方又は両親が死亡した家庭で、義務教育終了前の児童を養育している人。(父母以外の人

が養育している場合も含む。所得制限あり)

▼手当の額 児童1人につき月額3,000円

●児童扶養手当

▼支給対象者 死別及び離婚などで母子家庭となり、公的年金を受けることのできない母子家庭の母、又は養育者。(児童18歳に達する年度末まで、特に重い障害があるときは20歳未満。所得制限あり)

▼手当の額 児童1人の場合 全部支給 月額41,880円

一部支給 月額9,880円

円(41,870円(所得に応じて変わります)

○児童2人目 月額5,000円が加算されます。

○児童3人目以降 1人につき月額3,000円が加算されます。

▼認定請求・問い合わせ先 健康福祉課 児童福祉係 ☎9130

第3子以降 保育料免除申請

4月以降、保育所へ入所している又は、入所する予定の児童が次に該当する場合

合、保育料が免除になります。3月18日(金)までに、健康福祉課児童福祉係、又は入所保育所へ申請書を提出してください。申請のあった翌月から免除されます。

○保護者等が現に育てている児童が3人以上いる世帯で、3人目以降が保育所等に入所していること。

なお、現に育てている児童とは、保護者等が育てている18歳未満の児童であること。年度の途中で18歳に達した場合には、18歳に達した日以降最初の3月31日までの人(大学生等は22歳に達する日以降最初の3月31日)となります。

▼問い合わせ先 健康福祉課 児童福祉係 ☎9130

特別障害者手当

障害児福祉手当

特定疾患見舞金

対象者の皆さんへ

平成17年4月から経費削減のため、各申請の際に事前にコピーをとっていただ

くことになりました。特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当対象者に関して、手帳等の写しをとって各必要書類と一緒に申請していただくこととなります。また特定疾患見舞金申請の対象者に関しては、受給者証のコピーをとって受給者証と印かんを一緒にして申請をしてください。

▼問い合わせ先 健康福祉課 社会福祉係 ☎9128

「よい歯のコンクール」募集

●応募条件

①親と子のよい歯のコンクール 平成16年4月1日～平成17年3月31日に3歳児健診を受け、むし歯がなく健康な幼児とその親(お父さん、お母さんのどちらでも参加できます)

②3歳児よい歯のコンクール 平成16年4月1日～平成17年3月31日に3歳児健診を受け、むし歯がなく健康な幼児

89

22

▼応募方法・期限 健康福祉課にある所定の申込み用紙に記入の上、4月28日(木)までに申込んでください。

▼問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係

☎9132

合併浄化槽補助金

合併処理浄化槽を設置する人に対し、費用の一部を補助します。

▼補助対象区域 公共下水道認可区域、流域下水道認可区域、及び農業集落排水事業計画区域を除く町内全域

▼補助金交付対象者 平成17年4月1日から平成18年3月31日の間に、対象区域内において住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置し、使用が可能な人。

▼補助金額 補助金は、平成17年度予算の範囲内で交付します。

- ・5人槽相当 354,000円
- ・6〜7人槽相当 411,000円

・8〜10人槽相当(二世帯住宅) 519,000円

▼受付期間 平成17年4月1日(金)〜平成18年2月末日(土・日・祝祭日等を除く)

▼問い合わせ先 下水道課

☎9144

地下水使用の公共下水道・農業集落排水を利用している人へ

生活用水として地下水を使用している人が、公共下水道又は農業集落排水を利用する場合、その使用料は家族の人数により決定されています。転入・転出・出産・死亡等により家族の人数が変わった時は、すみやかに「世帯人員変更届」を下水道課に提出してください。

▼問い合わせ先 下水道課 業務係

☎9143

上三川小学童クラブ 指導員(臨時)募集

▼募集人員 1人

▼資格 特別ななし
▼時間 面談にて決定
▼申込み・問い合わせ先 上三川小学童クラブ

☎1848

(午後1時〜6時)

人口動態職業・産業調査にご協力を!

厚生労働省では、毎年人口動態調査をしています。本年は、国勢調査の年であることから、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届出をされる人には届書に職業の記入をお願いします。

▼調査期間 4月1日〜平成18年3月31日

▼調査対象者 出生届・死亡届・死産届・婚姻届及び離婚届の届出をされる人

▼調査方法 各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。

(例)

- ・「教員」「プログラマー」の人は「専門・技術職」
- ・「一般事務員」「集金人」の人は「一般事務職」
- ・「飲食店主」「外交員」の人は「販売職」

人は「販売職」

・「美容師」「調理師」の人は「サービス職」

また、死亡届には、「農業」「建設業」「不動産業」といった産業も併せて記入してください。

不明な点等は、窓口で問い合わせください。

▼問い合わせ先 県南健康福祉センター 地域支援課

☎0285(21)2294

住民課 戸籍係

☎9126

「青年国際交流事業」参加者募集

内閣府は、広い国際的視野と国際協力の精神を有する次代を担う青年の育成を目的に、国際交流事業の参加者を募集します。

①国際青年交流事業

▼訪問国 ドミニカ共和国・ハンガリー共和国・チリ共和国等のうち1か国

▼実施時期 9月 25日間

▼募集人員 各12人(18歳程度)

(30歳)

②日本・中国青年親善交流

▼訪問国 中国

▼実施時期 9月 19日間

▼募集人員 一般団員 約25人(18歳〜30歳)、渉外団員 2人(25歳〜35歳)

③日本・韓国青年親善交流

▼訪問国 韓国

▼実施時期 9月 15日間

▼募集人員 一般団員 約25人(18歳〜30歳)、渉外団員 2人(25歳〜35歳)

④世界青年の船

▼訪問国 インド・ケニア・モリシヤス

※南アジア、オセアニア、中近東、ヨーロッパ等の青年約150人と共に、船内で共同生活をしながら各国を訪問。

▼実施時期 平成18年1月〜3月 43日間

▼募集人員 約120人(18歳〜30歳)

⑤東南アジア青年の船

▼訪問国 東南アジア諸国

※ASEAN加盟国の青年約300人と共に、船内で共同生活をしながら各国を訪問。

新上三川町総合計画の策定

町政運営の指針となる現行の総合計画（計画期間10年）が平成17年度で終了することに伴い、新しい総合計画（計画期間平成18～27年度）を策定することになりました。

総合計画は、町の目標とする将来像を明らかにし、その実現に向けた基本的な考え方と具体的な方策を示すもので、町政運営の最も基本となる計画です。

町では、今回の計画策定にあたり、住民の皆さんのまちづくりに対するご意見、ご要望を広くお聞きし、計画に反映させることで、皆さんと協働でのまちづくりを目指していますので、ご協力をお願いします。

なお、今回の計画策定に関連する情報を町のホームページに掲載しますので、ぜひご覧ください。

●まちづくりアンケートにご協力

新しい総合計画の策定にあたり、皆さんのまちづくりに対するお考えを参考にさせていただくために、アンケート調査を実施しています。

対象者は、町内にお住まいの20歳以上の人の中から無作為に選ばれた1600人の方で、すでに調査票を郵送させていただきました。選ばれた方々には、お忙しいところ恐縮ですが、3月11日（金）までにご回答くださいますようお願いいたします。

●まちづくりワークショップの参加者募集

まちづくりワークショップは、これからのまちづくりに関心をお持ちの人にお集まりいただき、ワークショップ（グループでの意見交換）形式で、町の目標とする将来像について議論していただくものです。その結果をまとめたものは、町長に報告し、住民の皆さんの提案として総合計画に反映させます。皆さんのまちづくりに対するご意見を自由に発表できる場ですので、気軽にご参加ください。（報酬等の支給はございませんのでご了承ください。）

○応募資格＝町内に住む18歳以上の人で、開催日に毎回出席できると思われる人

○募集人員＝15～30人

○開催日＝4月～6月の土曜日の午前中 計4回

○応募期限＝4月8日（金）まで

▼応募・問い合わせ先＝企画課 企画調整係 ☎(56)9118

かみのかわ商品券の有効期限せまる!

「かみのかわ商品券」は、3月7日が有効期限ですので、お持ちの人は期限内にご使用ください。

▼問い合わせ先＝上三川町商工会 ☎(56)2206

▼上映作品Ⅱ「ももこかえるの歌が聞こえるよ」
日時Ⅱ4月10日（日）
・10時30分
・1時～3時
▼場所Ⅱ中央公民館大ホール
▼入場料Ⅱ大人1,000円・中学生まで700円
※収入の一部は、知的障害者を持つ人の福祉に役立てられます。
▼問い合わせ先Ⅱ
上映実行委員会
☎(56)2225

▼実施時期Ⅱ11月～12月51日間

▼募集人員Ⅱ約40人（18歳～30歳）

▼個人負担Ⅱ①～③約8万円、④・⑤約20万円

▼募集期限Ⅱすべて3月25日（金）まで

▼応募・問い合わせ先Ⅱ
人権擁護課 女性青少年係
☎(56)9152

電話加入権公売

県税の滞納処分として、

差し押さえた電話加入権を公売します。20歳以上の人なら、原則としてどなたでも参加できます。

▼日時Ⅱ3月9日（水）

午前10時～

▼場所Ⅱ県河内庁舎401会議室

▼その他Ⅱ印かん（認印）、買受代金をお持ちください。

▼問い合わせ先Ⅱ
宇都宮県税事務所
☎028(626)3029

ボーイスカウト わんぱくランド

地域の子どもたちを集め、ボーイスカウトの集会で行っている

▼そのようなゲーム等で遊びながら、スカウト活動を紹介します。

▼日時Ⅱ3月6日（日）
午前10時～午後2時

▼場所Ⅱ本郷団地内ゆがお公園

▼対象Ⅱ本郷団地内、及びその周辺に居住する小学生男女約100人（小学生未満でも保護者同伴ならばOK）

▼参加費Ⅱ無料

▼問い合わせ先Ⅱ
ボーイスカウト栃木県連盟
☎028(621)9800

町に暮らす障害児・者を理解するための「アニメーション映画会」開催

▼上映作品Ⅱ「ももこかえるの歌が聞こえるよ」
日時Ⅱ4月10日（日）
・10時30分
・1時～3時

▼場所Ⅱ中央公民館大ホール
▼入場料Ⅱ大人1,000円・中学生まで700円

※収入の一部は、知的障害者を持つ人の福祉に役立てられます。

▼問い合わせ先Ⅱ
上映実行委員会
☎(56)2225

4月1日から育児・介護休業法が変わります!

改正育児・介護休業法のポイント

次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行なう労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。このため、各事業所においては、施行に向けて就業規則の変更が必要です。

改正事項	現 行	4月1日から
① 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外	<p>休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。</p> <p>新たに育児休業の対象となった「一定の範囲の期間雇用者」とは、申出時点において、次の①、②のいずれにも該当する労働者です。</p> <p>①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること</p> <p>②育児休業：子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）</p> <p>介護休業：介護休業開始予定日から93日を経過する日（93日経過日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）</p>
② 育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	<p>一定の場合には、子が1歳6か月に達するまでの育児休業ができるようになります。</p> <p>1歳6か月まで育児休業ができる「一定の場合」とは、次の①、②のいずれかの事情がある場合です。</p> <p>①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合</p> <p>②子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合</p> <p>★1歳6か月までの延長ができるのは、子の1歳の誕生日の前日において両親いずれかが育児休業中である場合に限りです。</p> <p>★育児休業中の労働者が延長するほか、子の1歳の誕生日から両親で取得者を交代することもできます。</p>
③ 介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り 期間は連続3か月まで	<p>対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日までの間で労働者が申し出た期間、介護休業ができるようになります。</p> <p>2回目の介護休業ができるのは、要介護状態から回復した対象家族が、再び要介護状態に至った場合です。3回以降も同じです。</p> <p>※介護のための勤務時間の短縮等の措置についても、同様となります。</p>
④ 子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	<p>小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看病のために、休暇を取得できるようになります。</p>

▼問い合わせ先＝栃木労働局雇用均等室

〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

☎028-633-2795 ファク028-637-5998